

事業者説明会において出された意見と市の考え方(R7.11.18)

項目	NO	意 見
税率等	①	宿泊税率は段階的に導入すべき。宿泊税は効果が出るまで数年かかるため、最初から最終形の税率にせず 2%から段階的に導入すべきではないか。宿泊数増加や事業効果を確認しながら、5 年ごとの見直しで税率を引き上げる方式が望ましいと考える。その方が現場の反発も少なく、営業面でも受け入れられやすい。
	②	3%課税は金額によっては「京都の 3 倍」という強いマイナスイメージを生むため不適切ではないか。
	③	世界的に見ても山形は「癒し」「地方文化」を評価される地域であり、京都と同じ基準で比較される性質の観光地ではない。山形の性質には、定額または段階的定額制の方が適している。
	④	事務処理や経理処理の負担、インバウンドや富裕層の増加を想定すると、定額方式、あるいは段階的な定額制が実態に合っている。負担者(宿泊者)の視点を優先すべきで、物価指數などの増加要因は二次的でよい。宿泊者目線を優先し、地域イメージを損なわない制度設計を求める。
	⑤	3%という税率は高く感じられる。特に東北・山形の知名度がまだ上がっている段階での高率設定は逆効果になり得る。観光客が負担を嫌って来訪をためらう可能性を危惧している。
	山形市 の 考 え 方	定額制、段階的定額制、定率制のそれぞれの方法について、一長一短があります。定率制においては、低料金の方々の負担軽減や、物価の変動に連動し対応することができるほか、現在のように物価が大きく上昇している局面において定額制、段階的定額制よりも税率見直しの可能性が少なくなります。税率の変更は、納税義務者への周知や、宿泊事業者のシステム改修等コストが生じることも予想されます。 税率 3%については、他の定率制導入の自治体の事例や、仙台市の事例と比較しても、決して高い水準とは考えておりません。例えば宮城県仙台市で 6,000 円以上の 1 宿泊で 300 円ですが、3%税率の場合、素泊まり料金 9,999 円未満は 270 円未満の税額であり、素泊まり料金 10,000 円から 10,999 円までが 300 円の税額となります。 宿泊税の導入により来訪をためらうのではないかとの危惧については、他の先行自治体に倣い、宿泊税を活用し、観光資源の魅力向上、来訪者の受け入れ環境の充実など、具体的な施策を展開することにより宿泊人頭数及び宿泊数の向上を図ってまいります。

項目	NO	意 見
使 途	①	集めた税収について、その分配をどのように行うかについて、検討委員会など「使途を協議する専門の場」を新たに設ける予定があるのか。
	②	宿泊税が入湯税と同様に、目的が曖昧で一般財源化しているように見える点が不安。宿泊税も同じように扱われるのではないかという懸念を持っている。
	③	どれだけ税収が入り、何に使われたのかを 明確に進捗管理してほしい。税収と事業内容がわかるように 情報公開を徹底してほしい。
	④	徴収したエリアで集めた分は当該のエリアに投資してもらいたい
	⑤	大きなハード整備が必要な時期がいつか来るを考えられる。徴収した宿泊税を当該年度中に無理に当該年度に消化するようなことはしないで、宿泊税で集めたお金をプールする仕組みを作り、必要な時に大きなお金が使えるようにしてもらいたい。
	山形市の考え方	<p>税収の使途については、宿泊、観光事業者等の関係者の皆様の要望、意見を徴する機会は設けたうえで、令和8年度に目的に合致するような使途とすべく府内調整を図ってまいります。</p> <p>入湯税が一般財源化しているご指摘について、目的税である入湯税の使途にそって、一般財源を加えたうえで執行しており、HPでも使途を公開しています。</p> <p>納めていただいた宿泊税については、山形市内全体の観光施策に投資することにより、山形市全体の宿泊人数、宿泊数の増加につながり、観光・ビジネス客も、観光・宿泊事業者も、地域住民も満足度の向上が図れる地域経済の好循環に向けていきたいと考えております。</p> <p>宿泊税の使途についても市HP等を通じ公開し、施行後は事業者に定期的に説明する機会を設けるなどしていきたいと考えております。</p> <p>予算を当該年度で消化することが無いようとのご意見については、山形市の予算執行のルールのもと、そのような懸念が持たれないよう取り組んでまいります。</p>

項目	NO	意 見
事業者支援等	①	支援策について、既存の県による補助金など、他制度の補助金との重複利用の可否を確認したい。
	②	OTA 手数料が宿泊税部分にもかからない仕組みを検討すべき。OTA は「税込価格」に対して 10~15%の手数料を請求することから、宿泊税を定率で課す場合、販売価格に宿泊税を上乗せすると、その税分にも手数料がかかる。また、現地のフロントにて徴収するとトラブルが増える可能性がある。宿泊税が旅館側の持ち出しにならないよう、定率方式の他地域の事例を踏まえた整理が必要。
	③	レジシステム補助について、これまでシステムなどは使わずにいたが、システムを導入するとなると多額の費用が掛かるが、すべて補助をしてもらえるのか？
	④	レジシステムを既に導入している事業者はソフトのアップデートのみで済むが、そうではなく新たに宿泊税に対応したホテルシステムを導入する場合の違いは？
	⑤	宣材に必要なものは市側で準備してもらえるのか？
	⑥	システム補助について、クラウドの使用料金が対象とならない理由を教えてもらいたい。
	山形市の考え方	<p>クレジット手数料、OTA 手数料が負担となる点は先進自治体の情報からも把握しております。事業者支援策として特別徴収義務者交付金と観光推進共働金の創設を検討しておりますが、施行 5 年間は両制度併せ最大で納期内納入額の 6%+@となることで対応していきたいと考えております。</p> <p>宿泊税導入に係るシステム改修について、イニシャルコスト分の補助を想定しており、ランニングコストについては対象外と考えております。</p> <p>市としても他自治体の事例や様々なシステムの調査を行い、より良い案があれば提示してまいります。</p> <p>宣材等については市が準備いたします。</p>

項目	NO	意 見
制度の詳細内容について	宿泊料金	① デイユースがあるが、宿泊の定義とは何か？また、どの料金に税金がかかるのか？
		② 朝食付きプランにおいて、食事を無料としている場合の計算方法はどうなるのか？
		③ 延長料金の取り扱いはどうなるのか？
		宿泊の定義は、一般的に寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴う宿泊施設を利用する行為を指しますので、デイユースの場合は翌朝までの就寝を伴わないと宿泊には該当しません。 レイトチェックアウトでの契約、及び延長料金を事前に支払い宿泊料に含まれている場合は、その料金が宿泊税の対象となります。一方で、宿泊料金を前払いしており、チェックアウト時に延長料金を追加で支払う場合は、宿泊行為終了後のデイユースと同じ考え方で延長料金分は対象になりません。 朝食付き、朝食無料と広告宣伝している場合においても、「食事代込みの宿泊料金」として宿泊事業者様が宿泊料金を決定している場合はその宿泊料金が課税標準となります。
		① 自動車学校の運転免許取得での合宿による宿泊は課税免除にはならないのか？
	課税免除等	② スポーツ少年団等の大会などでの宿泊も、地域移行となった場合も課税免除にしてもらいたい。
		③ 学会などに参加するために、教師 1 名で生徒が少数などの宿泊については課税免除の対象になるのか？
		課税免除の対象について今のところ学校教育法に規定する教育活動なうかで判断することを想定しております。教育活動に自動車学校の合宿や、地域移行する部活動、学会参加など様々な事例が想定されることから、他市の事例を参考にしながら課税免除の範囲について検討してまいります。
	その他	① 蔡王においては、フルシーズン営業を行っていない宿泊事業者も多い。税率を市内全域・全事業者で一律にすると、事業者側に過度な負担や不公平が生じる恐れがある。
		② スマートチェックインや QR チェックインなどオンラインでの決済が進んでいて、宿泊税支払いのためにフロント業務が時代に逆行しているような感じがして、お客様の理解を得ることが難しいのではないか？
		③ 小さなビジネスホテルなどでは宿泊税の恩恵を実感するまで数年かかると思う。
		④ 検討委員会で何が議論され、どのような事業が採択されたのかを一般の人も確認できるようにしてほしい。
	山形市の考え方	宿泊者に課税する制度であるため、宿泊事業を展開する事業者の活動期間や、事業者内での差別化、区別化を図ることは考えておりません。 フロント業務の省力化、DX 化などフロント業務効率化も調査し、事業者の皆様と情報の共有を図ってまいります。 宿泊税の効果や、情報の透明性についても隨時 HP 等を通じ公開してまいります。